

文化会館使用料 ホール棟:R8.4.1～ 付属棟:R8.4.1～

単位:円

区分	午前の部	午後の部	夜間の部	終日	延長
	8:30-12:30	13:00-17:00	17:30-22:00	8:30-22:00	1時間につき
ホール ※ホワイエを含む (ホール舞台のみ利用)	14,400円 (4,320円)	19,200円 (5,760円)	28,400円 (8,520円)	62,000円 (18,600円)	6,200円 (1,860円)
楽屋(1).(2).(4)	400円	400円	500円	1,300円	200円
楽屋(3)	700円	700円	700円	2,100円	400円
楽屋控室	200円	200円	200円	600円	200円
楽屋浴室	200円	200円	200円	600円	200円
リハーサル室	1,300円	1,300円	1,500円	4,100円	400円
会議室 [44.6m ²]	800円	800円	900円	2,500円	400円
音楽スタジオ [44.6m ²]	800円	800円	900円	2,500円	400円
練習室(1) [89.1m ²]	1,600円	1,600円	1,800円	5,000円	600円
練習室(2).(3) [44.6m ²]	800円	800円	900円	2,500円	400円
和室(1) [24畳]	700円	700円	800円	2,200円	400円
和室(2) [36畳]	1,100円	1,100円	1,200円	3,400円	400円
和室(3) [8畳]	200円	200円	200円	600円	200円
展示室(1) [192m ²]	3,600円	3,600円	4,000円	11,200円	1,000円
展示室(2) [44.6m ²]	800円	800円	900円	2,500円	400円

【備考】

- 次の条件に該当する場合は、表に定める金額の100%を加算します。
 - (1)入場料等を徴収する場合、1件当たりの額が500円を超える場合
 - (2)それぞれの施設を営利につながる内容で使用する場合
 ※(1)、(2)とも該当すると、使用料に200%の加算となります。
- ホールの舞台のみを使用する場合は、ホールの使用料の30%を徴収します。
- 延長時間に1時間未満の端数が出た場合は、端数を1時間として計算します。
- ホール以外の施設の使用料は冷暖房の料金を含みます。
ホールの冷暖房料は1時間あたり4,600円を使用料に加算します
- 楽屋(控室および浴室を含む)は、ホールと併せてのみ使用できます。
- 次の施設については、連続して使用できる期間が決まっていますのでご注意ください。
 - (1)全ての施設について、展示以外の目的で使用する場合…3日間
 - (2)練習室および展示室を展示場として使用する場合…10日間
- ※ 附属設備の使用料は裏面の表をご参考ください。(各部屋にあるコンセントについては、施設使用料に含みます)

付属棟附属設備使用料一覧(各時間帯区分につき)

備品名	単位	使用料(円)
ワイヤレスマイク(展示室1) ※3本まで	1本	510円
グランドピアノ(展示室1)	1台	2,060円
アップライトピアノ(練習室1・2)	1台	510円
スクリーン(画面:縦128cm×横182cm)	1式	510円
プロジェクター	1台	1,000円
展示パネル(180cm×120cm)	1日	無料
有線マイク(音楽スタジオ) ※3本まで	1本	無料
ドラムセット(音楽スタジオ)	1式	1,030円
ギター＆ベースアンプ(音楽スタジオ)	1式	500円
シンセサイザー(音楽スタジオ) ※アンプ付	1式	500円

※ ホールの付属設備に関しては別紙の「ホール備品使用料」を参考にしてください。

変更・取消申請取り扱い

変更・取消申請をされた場合には、以下のように使用料を納めていただきます。

※ホールに関しては「変更」できません。使用日を変更される場合は、まず取消申請をしていただき、新たに使用申請をして頂く事になります。

	変更申請期間	使用料納付分
当館の事情により 変更していただく場合		0%
お客様の事情により 変更した場合の還付料金	附属棟:使用申請日～前日	0%
	附属棟:使用当日	100%

	取消申請期間	使用料納付分
当館の事情により 取り消していただく場合		0%
お客様の事情により 取り消した場合の還付料金	ホール:使用申請日～使用日3ヶ月前 附属棟:使用申請日～使用日7日前	0%
	ホール:使用日3ヶ月前の翌日～1ヶ月前 附属棟:使用日6日前～前日	50%
	ホール:使用日から一ヶ月未満 附属棟:当日の取消または取消申請無し	100%

※「〇〇日前」とは、「〇〇日」を含みます。また、「取消申請」とは、申請書を窓口へ提出した時点とします。